

マットレスを長持ちさせる秘訣

○ これだけは実行しましょう

1 マットレスは1カ月に1度定期的に裏返しにしてください。



2 ベッドシーツを取換えるとき、むき出しのマットレスを新鮮な空気にさらして下さい。必ずベッドパッドをご使用下さい



3 1カ月に1度、マットレスとボトム表面を電気掃除機できれいにして下さい。



× これはやめて下さい

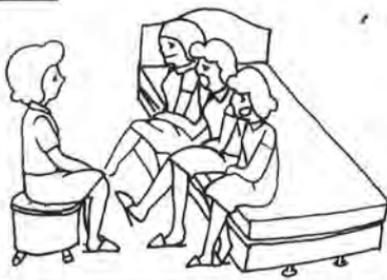
1 直射日光ならびに暖房器具に近づけることははさけて下さい。



2 マットレスを無理に折り曲げたり、ベッドの上でとんだりにはわたりしないで下さい。



3 椅子のかわりに使用しないで下さい。
(ベッド以外の用途に使用しないで下さい。)



マットレス保証書 (PL 賠償制度付き)

製造販売元	住所	美唄市南美唄町西町
	会社名	社会福祉法人 北海道光生会 南美唄福祉工場
	電話	(0126) 64-2261

保証期間	お買い上げの日から	2年
	納品書又は領収書の日付けをもって始期と致します	

修理内容	
------	--

保証の対象

マットレス本体と致します。

保証の態様

- (1) 保証期間内において、正常な使用状態で故障した場合には無償修理を致します。
- (2) ご用命の際は、お買い上げの販売店にご連絡下さい。
- (3) 遠隔地等については、旅費を申し受けることがあります。

保証を受けるための条件

保証を受けるためには、保証書及び納品書又は領収書を提示して下さい。

※ 本保証書と納品書又は領収書を併せて保管願います。

保管の適用除外

- (1) 保証書及び納品書又は領収書のご提示がなかった場合。
- (2) 誤使用あるいは、お取り扱い上の不注意や過失によって個障が生じた場合。
- (3) 本製品をご使用者自身又は他業者により変造・改造された場合。
- (4) ご購入後の移動・輸送によって故障又は損傷が生じた場合。
- (5) 火災・天災・地震によって故障又は損傷が生じた場合。
- (6) 布地・ビニールレザー等が損傷した場合。

※ 上記項目については有償修理になります。

法的責任 この保証書は、本書に明示した期間、条件のもとにおいて無償修理をお約束するものです。従ってこの保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理についてご不明の場合は、お買い上げの販売店にお問い合わせ下さい。